

## 平成 19 年度 東北北部三県連合審査実施要項

- 1 日 時 平成 19 年 4 月 29 日(日) 午前 9 時より
- 2 会 場 秋田県立武道館弓道場  
〒 010-1623 秋田市新屋字砂奴寄 2-2 ☎ 018-862-6651  
交通：バス 秋田駅より約 25 分(県立プール線、県立武道館前下車)  
自動車 秋田南 IC 約 15km、昭和男鹿 IC より 17km
- 3 審査種別 五段以下 術科および学科
- 4 申込方法  
(1) 申込先 〒 012-0853 秋田県湯沢市新町 22 神部 敏夫 方  
秋田県弓道連盟事務局宛 ☎ 0183-73-1441  
(2) 締 切 平成 19 年 4 月 16 日(月)必着  
(3) その他 申込書は所定の用紙を用い、所属地連会長の認証を受け、申し込みのこと。  
審査料は、現金書留にて送金してください。
- 5 注意事項  
(1) 現段位が認許された日から満 5 ヶ月以上経過していること。  
(2) 四・五段受審者は和服を着用のこと。  
(肌ぬぎ、肌入れ、褌さばき等の課題を課すこともある)  
(3) 審査申込書には、次のことを明記すること。  
氏名は「ふりがな」をつけ、性別・満年齢・郵便番号などを楷書で明記すること。  
現在受有する段位と、その認許された年月日・受審場所を必ず書くこと。  
弓歴および講習会受講歴(朱記)を詳細に記入のこと。  
(4) 申込書に虚偽の記載があるときは、審査の結果が無効となることがある。  
(5) 術科、学科とも遅刻したり、呼び出しに応じない場合は、棄権したものとみなす。  
(6) 受審者は弓道連盟の「バッジ」をつけること。  
(7) 立射等での受審者は審査請求書にその旨を朱書きし、診断書のコピーまたは身体障害者手帳のコピーを添付のこと。  
(8) 審査料・登録料(平成 5 年 4 月 1 日より)

	初 段	弐 段	参 段	四 段	五 段
審 査 料	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
登 録 料	3,000	4,000	5,000	6,000	10,000

五段の審査をはじめに行います。合格発表、手続き終了は 14:00 を予定しております。  
全弓連の会員管理システム ID 番号を必ず記入してください。  
県内の合格者には、定めにより別に県登録料、国体協力金がかかります。

平成 19 年 2 月

主 催 東北弓道連盟連合会  
主 管 秋 田 県 弓 道 連 盟